

令和4年度第3回茅ヶ崎市景観まちづくり審議会会議録

議題	<p>(1) 会長及び職務代理者の選出について</p> <p>(2) 茅ヶ崎市景観まちづくり審議会における議事録の作成及び公表について</p> <p>(3) 景観重要公共施設（駒寄川）の指定について（諮問1号）</p> <p>(4) 茅ヶ崎市景観計画前期報告書について（諮問2号）</p> <p>その他</p>
日時	令和5年3月23日（木）13時30分～14時40分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室5
出席者	<p>(出席委員)</p> <p>水沼会長 高橋委員 清水委員 菊地委員</p> <p>(欠席委員)</p> <p>三友委員 深谷委員 荒井委員</p> <p>(事務局)</p> <p>【都市部】後藤部長</p> <p>【都市部 景観みどり課】田代課長 石下主幹 宮地主任 大竹主任 二階堂主任</p>
会議資料	<p>次第</p> <p>議題（1）</p> <p>資料1-1 茅ヶ崎市景観まちづくり審議会規則</p> <p>資料1-2 茅ヶ崎市景観まちづくり審議会委員名簿</p> <p>議題（2）</p> <p>資料2 茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱（抜粋）</p> <p>議題（3）</p> <p>資料3-1 景観重要公共施設（駒寄川）の指定について</p> <p>資料3-2 景観計画掲載案</p> <p>資料3-3 R4第1回景観まちづくり審議会質疑・対応表</p> <p>議題（4）</p> <p>資料4-1 茅ヶ崎市景観計画前期（2018（H30）～2022（R4））報告書</p> <p>資料4-2 景観まちづくり審議会委員のご意見と事務局の考え</p>

会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	なし

(会議の概要)

○田代課長 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今より、令和4年度第3回茅ヶ崎市景観まちづくり審議会を開催させていただきます。私は景観みどり課長の田代です。よろしくお願いいたします。

開催にあたりまして、まず、都市部長より、ごあいさつを申し上げたいと思います。

○後藤部長 皆様こんにちは。都市部長の後藤でございます。本日は年度末のお忙しい中、また、お足元の悪い中、景観まちづくり審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、委員改選後初めての審議会となるわけでございますが、委員をお受けいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

本市の景観行政につきましては、平成30年度に「茅ヶ崎市景観計画」を全面改定いたしました。それ以降、今年度は計画期間の折り返し地点となりましたことから、中間評価を進めてまいりました。委員の皆様には様々ご協力いただきまして、本日結果を諮問させていただく予定となっております。また、直近では浄見寺周辺の歴史・文化交流エリアのちがさき景観資源指定に向けた答申をいただきまして、去る2月17日、正式に指定をさせていただいたところでございます。

来たる令和5年度につきましては、計画期間の後半戦のスタートとなるわけですが、同時に茅ヶ崎市総合計画の実施計画2025が開始される年でもあります。新型コロナウイルス感染症による影響で停滞していました景観計画の各関連事業が進展する見込みであることから、関係部署と連携し、また、本審議会のご意見を様々いただきながら計画目標達成に向けて取り組んで参りたいと考えています。

委員の皆様におかれましては、2年間の任期中、ご負担をかけることも多いと思いますが、様々な視点で委員の皆様からご意見をいただけますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田代課長 それでは、はじめに5点確認事項があります。

まず一点目ですが、本日は審議会委員を改選してから最初の審議会となりますので、一人ずつ簡単に結構ですので、自己紹介をお願いしたいと思います。

まず水沼委員からお願いいたします。

○水沼会長 水沼でございます。何期目になったか忘れてしまうぐらい長く景観まちづくり審議会の委員をさせていただいております。長くやっつけてつくづく思うのは茅ヶ崎と

というのは本当にいろいろな資源に恵まれた都市だなということを感じております。景観という観点以外にもたくさん茅ヶ崎の魅力を景観を通して見ることで、これからも茅ヶ崎の景観に貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。今関東学院大学の名誉教授をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○田代課長 ありがとうございます。それでは続きまして高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 よろしく申し上げます。慶應大学SFC研究所の高橋武俊と申します。

いろいろな種類のまちづくり活動をしておりますが、その中でも茅ヶ崎市さんとは松風台という住宅地のまちづくりのご縁が始まりました。まちのルールを作ったり、ルールを作るだけじゃなくて、運用をしながら、住み続けられるまちをつくっていかうといった取り組みを今日までご一緒しております。また最近では同年代の茅ヶ崎の方々とは知り合う機会が多くなり、同年代だからこそできること、例えば上の世代と下の世代の両方を見ながらできることをいろいろ取り組んでいる状況です。茅ヶ崎はたくさんの方が茅ヶ崎に惹かれてドドドっと人が移り住んできている状態ですが、今後その人達が住み続けて、かつ茅ヶ崎を元気にしてくれるような、そういうときに景観の役割ってすごい重要だと思っております。暮らしの中に豊かな景観がある、その景観がなんでできているんだろうというのを読み解くと、いろいろなものの大切さが分かってくる。そういったまちづくりのお手伝いをできたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田代課長 ありがとうございます。続きまして清水委員お願いいたします。

○清水委員 今回から審議会委員をさせていただいております。茅ヶ崎で設計事務所をさせていただいております。洋建築企画という設計事務所の清水と申します。よろしくお願いいたします。この審議会には商工会議所の方でやってくださいと言われて、こちらの方に来ているんですけども、私は生まれも育ちもずっと茅ヶ崎でして、今働いているのも茅ヶ崎なので、ずっと茅ヶ崎の経緯を見てきた一人かと思っております。最近移住される方も多くて、新しく起こったりすることもいろいろ多いんですけども、みなさんいいところですねというように言うてくださる方が多いですが、私としてはいろいろまちの流れを見てきた中で、昔こういうような茅ヶ崎らしさがあったよなとか、こういう風なまちが好きだったんだけど、この部分についてはなんでなくなっちゃったんだろうなとかそういうことを考えることが最近多くなってきて、良いところは活かして、悪いところについて考えていけるという立場に就かせていただけたので嬉しく思っております、これを活かしていけたらなというふうに考えております。初めてのことでどういうことが私にできるか分からないんですけども精いっぱいやりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○田代課長 ありがとうございます。それでは最後に菊地委員お願いいたします。

○菊地委員 はじめまして、菊地と申します。この度私も初めてこのような場で皆さんと

意見を交わすことができ、緊張していますが、私なりにできることがあればと思い応募しました。私は、茅ヶ崎に3年前に引っ越してきました、その前は藤沢の湘南ライフタウンというところに住んでいて、比較的茅ヶ崎は身近ではあったのですが、住人という形で住んだのは初めてで、車で10分離れたところに住むだけでも、市の制度はいろいろ違うんだと日々発見が多くて、私はいま娘が2人いて、2人の子どもを子育てする中で、茅ヶ崎市の北部の緑豊かな自然に惹かれて引っ越してきました。

今回この委員に応募してみようと思ったのは、子育てをしたくて茅ヶ崎に引っ越してきたのですが、里山公園の近くに住んでいるんですけど、意外と子どもが遊ぶ場所がなかったり、子育てしやすそうだけど、住むといろいろこうだったらいいな、ああだったらいいな、こうだったらもっと素敵なのにな、もっときつといろいろな人が住みたい場所になると思うことがたくさんあって、そういうことをこのような場で皆さんと意見を交わしたら、私なりの視点で意見をさせていただける機会があると聞いたので、こちらに今回来させていただいています。私も元々藤沢に長く住んでいたのですが、青年海外協力隊に若いときに行っていて、そこでいろいろな地域づくりの楽しさを知って、結婚する前、結婚したあと、子どもができて、同じまちに住んでいても、こんなに視点が変わっていくということがおもしろいなと感じています。なので、このようなところで大学の先生たちと意見を交わせるということも、緊張はするのですが、今の私に見えている茅ヶ崎の良さや、こうなったらいいなということ、勇気をもって発言できたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○田代課長 皆様ありがとうございます。次に事務局の紹介となります。

[ 事務局の紹介及びあいさつ ]

○田代課長 次に2点目となります。本日の出席状況についてでございます。委員7名のうち4名の委員に出席していただいております。そのため、茅ヶ崎市景観まちづくり審議会規則第6条第2項に規定される過半数の出席を充足しており、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

3点目でございますが、傍聴者の確認ですけれども、本日現時点で本審議会の傍聴希望者はありませんので、その旨よろしく願いいたします。

次に4点目でございますが会議の公表についてです。本会議の内容は公表となります。会議の経過を明らかにするため会議録を作成し、会議資料とともに、市役所市政情報コーナー及び市のホームページで会議録を公表することとなっておりますのでご承知おき願います。

最後に5点目、本日の資料でございますけれども、委員の皆様には事前に郵送とメールによりお送りしておりますので、確認は割愛させていただきたいと思いますが、資料を忘れてしまったなど大丈夫でしょうか。

さて、審議会規則において会議の議長は会長とされており、進行は議長により行われることとなっていますが、議題（１）で会長が決定するまでは私が代理で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）会長及び職務代理者の選出につきまして、委嘱後最初の審議会となるため、会長及び職務代理者の選出をお願いしたいと思います。審議会規則第５条第１項の規定により、会長は委員の互選で選出することになっております。

なお、本日欠席しております三友（みとも）委員、深谷（ふかや）委員、荒井（あらい）委員の３名からは事前に連絡をして、会議で決定した結果に従いますとご回答いただいておりますことをまずご報告いたします。

では、会長の選出について、委員のみなさま、いかがでしょうか。

○高橋委員 会長は専門性と茅ヶ崎への想いの厚みから、ぜひ、水沼委員に引き続きお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○田代課長 ありがとうございます。ただいま水沼委員にとお声がありましたが、いかがでしょうか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

[ 委員の挙手 ]

ありがとうございます。賛成多数と認められますので、会長を水沼委員にお願いしたいと思います。

続きまして、会長の職務代理者の選出についてです。審議会規則第５条第３項の規定に基づき、あらかじめ会長に指名していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○水沼会長 職務代理者につきましては、これまでも商工会議所の代表の委員にお願いしていたという経緯がございますので、今日から委員になられたということで大変荷が重いかもしれませんが、ぜひ清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田代課長 皆様いかがでしょうか、清水委員でよろしいでしょうか。

[ 異議なし ]

ありがとうございました。

それでは職務代理者は清水委員にお願いしたいと思います。

これより本会議の議長は審議会規則第６条第１項の規定によりまして、水沼会長にお願いするとともに、あわせて進行もお願いいたします。議事の進行の前に、就任のごあいさつを一言頂戴できればと思いますのでよろしくお願いいたします。

○水沼会長 いまご推挙いただきまして、会長に就任いたしました。いつまで経っても分からないこともたくさんあり、皆さんに助けをいただきながら、この委員会には特に議論が大変活発に行われて、率直な意見を投げかけあえる場で、事務局の方もそれを大変サポートしてくださるので、そのような委員会の雰囲気を継承していきたいなというふうに思っ

ております。また、当初私が参加したときは女性の委員は本当に少なかったのですが、今回は女性の委員が多数を占めているという大変珍しい委員会になっているのではないかと、これも時代の趨勢を感じているところでもあります。女性の視点とかそういうことではなくて、多様な市民の視点から茅ヶ崎の景観を考えることができれば、大変良いことだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入りたいと思います。本日議題（１）が終わりましたので、残りの議題が３件ございます。そのうち２件が諮問案件となっています。委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

まず、議題（２）茅ヶ崎市景観まちづくり審議会における会議録の作成及び公表について、事務局から説明をお願いいたします。

○石下主幹 それでは、議題（２）茅ヶ崎市景観まちづくり審議会における議事録の作成及び公表につきまして、事務局よりご説明させていただきます。議題（２）の資料２「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱」の抜粋をご覧ください。

本市の審議会では、本要綱第１７条に基づきまして会議終了後２日以内に議事の概要等を記載した会議結果の概要を公表するとともに、第１８条に基づきまして、審議会の会議の結果を議事録として作成し、４５日以内に公表することとしています。

議事録の形式につきましては、同条第３項に基づきまして、附属機関の決定によるものとしています。このことから、本議題では、議事録の作成方法につきまして、ご審議いただきたいと考えております。

議事録の作成方法といたしまして、事務局としては可能な限り詳細に記録する方法が望ましいと考えまして、発言者の氏名と発言の全内容を記録する方式としたいと考えております。

また、発言者の名前は〇〇委員という形で名字のみを記載する方法に統一したいと考えております。ただし、発言者の名前を記載することで、円滑な議事運営が確保できなくなる恐れがある場合には「委員長」もしくは「委員」といった発言者の立場を明記することにとどめたいと考えております。

また、事務局側の表記については、部長、課長や主幹の発言は個人名を記載し、その他当課の職員の発言を「事務局」としたいと考えております。

なお、ただいまご説明した議事録の作成方法につきましては、前回までの景観まちづくり審議会において作成していた方法と同様となっております。

議事録につきまして、原則公開であることを確認していただいたうえで、議事録の作成に関しましてご審議をいただきたいと思います。説明は以上でございます。

○水沼会長 説明をありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただいた点に

ついて何かご意見、ご質問などがありますでしょうか。よろしいでしょうか。前回までと同じということですので、特に問題ないかと思えます。それでは、議事録の作成と公表につきましては、事務局の提案どおりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では議題（３）の諮問案件に入りたいと思います。諮問１号景観重要公共施設（駒寄川）の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題（３）景観重要公共施設（駒寄川）の指定についてご説明いたします。

資料はパワーポイントを印刷した資料３-１と、景観計画の掲載案の資料３-２、本案件報告時の質疑応答表の資料３-３があります。資料３-１に沿ってご説明いたします。

資料３-１、２ページ目をご覧ください。まず、景観重要公共施設の指定方針及び指定の効果についての説明です。パワーポイントに写っているのは景観計画に記載されている景観重要公共施設の指定方針等について抜粋したものです。市民や来訪者に親しまれている道路や河川、公園といった公共施設は順次景観重要公共施設に指定することとなっています。

指定されると「整備に関する事項」「占用許可基準」について定めることができ、公共施設を整備する際や工作物を設置する際に基準に即して整備・設置しなければいけなくなるため、良好な景観の形成を図ることが可能となります。

今回の指定候補地である駒寄川は茅ヶ崎の北部に位置し、清水谷を主な水源とし、西に４km経て小出川に合流します。景観計画上では都市河川ベルトに指定されており、生き物が生息・育成する環境の保全・再生や水辺の環境を楽しめる環境整備を進め、自然環境の保全・創出に努める方針が示されています。

今回の指定候補の位置図です。範囲は河川の両側に河川管理用通路が整備されている区間の「さかえはし～ＪＲ相模線」を予定しています。この河川管理用通路は普段は歩行空間として使用されています。水が流れている部分だけでなく護岸や河川管理用通路と橋梁を含んでの指定をしたいと考えております。

景観特徴として、平成１９年に竣工した土地区画整理事業により整備され、自然と住環境が一体となった良好な住宅地景観を形成しています。川沿いには、せせらぎ公園と一体となった親水護岸が整備され、水辺の自然環境を楽しむことができます。川沿いには河川管理用通路が整備され、自然豊かな河川景観を楽しみながら散策できる場所となっています。

この景観特性を維持し、次世代へと継承できるように景観重要公共施設に指定したいと考えております。

続きまして現地の調査結果についてご報告いたします。指定予定範囲部分の河川管理用通路の表層は、傾斜部分はコンクリート舗装にすべり止めが施されており、平坦な部分については砂利敷きとなっていました。この舗装が指定範囲全体の傾斜部分と平坦部分に繰

り返し施されています。

次は橋梁の親柱（おやばしら）という部分についてです。指定予定範囲には5つの橋があり、それぞれの親柱は色や意匠が違うデザインとなっており、そのなかでも写真の右上の「みずきはし」は木のような意匠で白色の塗装がされていました。一方で、ほかの4箇所は石素材で作られており、薄い赤や緑、クリーム色や白など様々な色をしていました。

次は橋梁の高欄（こうらん）という部分についてです。写真右上の「みずきはし」は親柱と同様に高欄部分も木のような意匠となっていました。ほかの4箇所の素材は一緒でしたが金・銀・茶色などそれぞれ違う色が使われていました。いずれも透過性があり、河川が見通せるような圧迫感のないデザインとなっています。また、「みずきはし」は人道橋といった、人のみが通行可能な橋ですが、他の4箇所は車も通ることができる橋となっています。

次は親水護岸についてです。親水護岸とは河川で水に触れたり、接したりして水に親しめる場所のことです。駒寄川には親水護岸が1箇所あり、近接する公園と河川の一体的な空間が整備されています。工作物は転落防止柵が公園との間に整備されており白色で、デザイン性のあるものでした。また親水護岸の舗装は石畳となっていました。市が設置した親水護岸の注意書きについては白色の盤面に黒色の文字となっており、目立つような色彩は使用されていませんでした。

その他の工作物については、河川の周りに設置されている転落防止柵は黒が大半でしたが、JR相模線付近の転落防止柵は茶系の色彩が使用されていました。手すりも茶色の区間では、周辺にある街灯やベンチも茶系の色となっていました。河川管理用通路内に設置されていた車止めは石のような素材で白系の色彩でした。

対象区間の景観特性や現地調査・関係課協議を踏まえ、「整備に関する事項」及び「占用許可基準」について素案を作成しました。指定されたあかつきには資料3-2のように景観計画に掲載されます。

景観要素は遊歩道（河川管理用通路）、橋梁、植栽帯、自然の流水としました。

遊歩道は、人々が行き交い景観を楽しむ場所であること、周囲の住宅地や公園・河川とのつながりを持たせている施設であるため記載しています。

橋梁は、それぞれの橋が個性を持っており、景観にとって重要な要素になっているため記載しました。植栽帯は、河川内にはありませんが、この駒寄川の景観的要素として重要なものであり一体となった状態を維持し続けることに意味があるとして記載しています。

自然の流水については、年間を通じて枯れることのない水の流れによって、多様な河川地形を形成し、常に変化し続ける変化性が美しくなっているため記載しました。

整備に関する事項については、全体方針を「安全安心な治水の確保を前提としつつ、自然が身近に感じられ、周辺の住宅地と一帯となった河川の環境整備に努める」としました。



これは、駒寄川の景観特性及び景観計画における都市河川ベルトの方針との整合に配慮したものです。また、治水に関しての記述は河川の管理者への配慮をしたものです。

次に、工作物における色彩については、今回調査した河川上の工作物については色相、明度は様々な値のものが採用されているため、ある程度の多様性を許容し、彩度のみ制限を設けることとしました。現地の調査結果を踏まえ、彩度4以下としています。

また、「河川内は電線の横断を避け、眺望を阻害しない」については現在河川の上空を横断しているものが少ないため今後もこの状態を維持し続けられるようにこの文言を設けました。

「周辺の住環境・公園・植栽帯との調和を意識し、一体的な整備を行う」については、全体方針でも同様の記載がありましたが、整備方針としても記載することで河川と周辺の環境を一体的に整備し、分断することのないように再度記載しています。

「自然環境に配慮する」については、河川内の自然豊かな環境を残していくために記載しています。

「高欄は透過性の高いデザインとし圧迫感を与えないようにする」については現地調査の結果、高欄の形態について今後も維持し続けられるように河川がある程度見えるもので圧迫感の無いデザインとなるよう記載しています。

占用許可基準については整備に関する事項と同様に彩度4を超える色彩は使用しないとしました。また、既に指定されている景観重要公共施設と同様にキャラクターなどの占用物は控えることを定めています。

なお、駒寄川は多自然型護岸や親水護岸が特徴的な河川のため、景観みどり課として「整備に関する事項」に記載を検討していましたが、関係各課と調整した際に現在の護岸状態は暫定整備であり、今後護岸の整備をする予定があるため整備方法については現段階では約束できないとのことから、護岸についての記載は断念しております。景観重要公共施設に指定されたあかつきには、整備の際には、必ず景観みどり課との協議が必要となるため、現在の護岸の景観同等のものを整備するよう求めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールについてですが、今年の1月～2月にかけて景観重要公共施設への指定について、河川の管理者である下水道河川管理課と橋梁の管理者である道路管理課と協議をし、同意を得ています。

また、関係課である公園緑地課及び下水道河川建設課より指定に関して支障なしの回答を得ています。

今後の予定としては、本審議会で答申をいただきましたら、令和5年6月の都市計画審議会において諮問し、答申を得ることができたら指定したいと考えております。

事務局からは以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水沼会長 説明ありがとうございました。景観重要公共施設は、昨年度に鉄砲通りの指

定をいたしまして、今回は北側の駒寄川ということなのですが、今説明がございました。何か質問、説明を要することがございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。菊地委員お願いいたします。

○菊地委員 こちらの公園に娘とよく行くのですが、ここの公園はこの親水護岸がすごくいいなと思っていて、小さい子も水辺におりていって、浅いのでちょっとした水遊びがいつでもできたり、メダカが採れたり、魚もいるので、そのような遊びが意外とできそうできるところがあまりないので、すごくいいなと思って使わせていただいています。鴨もきたり、近所の人がパンを持って餌付けをしていたり、そういう姿をよく見かけるのですが、少し思っていたのが、安全ではあると思うのですが、動物がいるよということとか、地域の人とかが来た時に、安全面だけではなく、よく公園なのでこういった生きものがあるよという看板みたいなものがあると、その魅力が伝わるのかなと思ったので、意見を出させていただきました。

○水沼会長 事務局いかがでしょうか。これは今後の整備の中で、そういったことをどのように運用していくのかご説明があるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○石下主幹 では事務局より、ご回答させていただきます。

この度、事前協議の際には、ご意見のような部分については、管理者、我々の双方から、今後について、特に生き物についてはあまり意見がありませんでした。

1点ありましたのが、この親水公園が、我々としては永続的にというところが、管理者としてはあくまで現況が暫定整備なものですから、将来これは廃止されるかもしれないと。

この公園ができた経緯がもともと、こちらが土地区画整理事業の業者さんの計画に基づいて、整備していただいたものを、市に平成19年に帰属していただいて、今は市が管理しているという形で、もともとのスタートが、市単独という形ではなかったものもあったりするのですが、今後、せっかくこういったご意見賜りましたので、特に現地に設置するとなると、管理者の意向が多分に必要でございますので、管理当局の方に、こういったご意見がありまして、今後の整備、維持管理という形になるかと思うんですが、何かの折につけていただける余地がないかどうかお伝えさせていただいて、仮に余地があれば、設置させていただくというような形を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○水沼委員 はい。いかがでしょうか。先ほど、護岸の整備、これからどうなるかわからないというようなお話の継続としての今のご意見だったので、実際には使われているという実態というのがありますので、その辺りは今後の方針として、ぜひ、景観の一つの大事な要素として、審議会でもこのような意見が出ているということをお伝えいただくと、良い方向に行くのではないかなと、これは個人としての意見ですが思った次第です。菊地委

員いかがでしょうか。

○菊地委員 はい。ありがとうございます。先々わからないということなので、いち意見として伝えていただけたらと思います。

○水沼会長 他にいかがでしょうか。ご意見、ご質問あればお願いいたします。

では高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 はい。率直にパッと見て、万人に「これが茅ヶ崎の景観だよ」という発信力を持つような景観ではないと思っております。

ただ一方で、「茅ヶ崎が大事にしたい」という考えという意味では、実に色々なメッセージが込められている景観だと思っております。

それが今、菊地委員がおっしゃったような自然と子供との距離感、親水空間、河川と生活の距離感とか、そういうものが「茅ヶ崎にとって景観のインフラとして大事なんだ」という、位置付けがまずあります。さらにですね、茅ヶ崎の基本目標の「屋外生活を楽しむ空間づくり」としてのアクティビティの象徴にもなっていくものです。なので、これはやっぱりぜひ登録をしていただきたい。

そして指定していただきたいと思うとともに、事後のプロモーションってすごい大事になってくるなと思っております。これを大切だと思ってもらうとか、ここからいろんな発見ができるっていうような、そういうような取り組み、登録してからのアクションもぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、管理者の方がぜひ前向きに共有化できるように、もし何かこの場で話すような機会があれば、やはり応援する形で少しばかりの貢献ができればと思います。感想も含めた意見となりますが、以上になります。

○水沼会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうかご意見ご質問あれば、では清水委員お願いいたします。

○清水委員 私がこの資料が届いたときに、まず、これが完成したものとは見えなかったもので、どういった経緯でこれを指定したいんだろうと思いました。

それで、今の説明を聞いて、分かって、その護岸整備がまだ済んでいないということだったので、今後その護岸整備をするにあたって、茅ヶ崎をどういうふうにしていきたいかというのを反映することができる絶好のチャンスかなと今思った次第です。

なので、今整理していることによって、それが可能になってくるというふうを受け取っております。そういうことであれば、こちらを指定することに意味があるのかなと思います。

今の状況として、茅ヶ崎にはなかなかこういった場所がないので、指定をしていくことは大切かと思うのですが、この状況として、先ほど高橋委員がおっしゃったように、良い風景として見えるということではないので、少しその部分について、今後考えていくこ

とが重要だなと思います。

電線などが見えていないということはなかなか今の時代難しいことであるので、今指定するということは非常に意味があるのかなと思った次第です。感想に近いのですが、ありがとうございました。

○水沼会長 事務局の方から何か、今の清水委員からのご意見に対して何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。お願いいたします。

○事務局 最初、この駒寄川を指定する作業に入ったとき、管理者から暫定整備だと言われてショックを受けました。

せっかくの綺麗な緑の護岸と親水エリアという、景観計画の方針に沿っているものが、崩される可能性がある中で、ここで指定をしないと守ることができないと思いました。ですから、指定に前向きな意見をいただけてとても嬉しく思います。また、プロモーションは苦戦をしております、SNS発信なども挑戦はしているのですが、伝えたい意図を十分に伝える、発信することができてないかなと思います。今後の課題として頑張ってお参りたいと思っております。以上です。

○水沼会長 ありがとうございます。私からよろしいでしょうか。

このさかえはしや、新駒寄橋の親柱について、デザインとしては大変濃いデザインで、珍しいと思います。あまり何かどこにでもあるものではなくて、石も擬石とかそういう仕上げではなくて、本物の石だというお話だったので、これはどこにあるのか、親柱を探してもらっただけでもなかなか珍しい、いいか悪いかということは置いておいて、すごくデザインされていて、これを作った人は何かこういうものがこの場所に必要であると、面白いなと思ってデザインしているので、こういったものは一つのアイテムとして、使えるものなのではないかなというふうに思います。

石の種類も、御影石か何かですか、花崗岩でしょうか、そういうものをうまく使っていくといいかなというふうに思った次第です。私の感想です。

それでは他に何かご意見ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。諮問1号景観重要公共施設（駒寄川）の指定についてご異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔 異議なし 〕

○水沼会長 ありがとうございました。それでは答申書の内容につきましては、事務局と協議をしまして作成することにいたしますので、ご一任いただきたいと思います。特に大きな意見はなかったように思いますので、今後の運用については、護岸整備を含めて審議会としてもぜひ見守っていきたい、育てていききたいという意見が多かったように思いますので、そのことは事務局の方でも他部局に伝えていただいて、育てていけるといいかなというように思います。よろしくお願いいたします。

では、次に移りたいと思います。茅ヶ崎市景観計画前期報告書について、諮問第2号になります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 諮問2号茅ヶ崎市景観計画前期報告書について、説明させていただきます。資料は4-1と4-2の2種類あります。

本件については、前回1月の審議会で一度報告させていただきました。その後、委員の皆様からいただいたご意見を反映させまして内容を一部修正しています。また、61ページ以降には「景観まちづくり審議会による答申」という項目を新しく設けています。こちらは、本日諮問させていただいていますが、答申をいただいたものとして報告書の最後に入れ込むということを想定しています。そのため、答申の案というような形で考えていただければと思います。

それでは、新任の委員もいらっしゃる中申し訳ありませんが、時間の都合で前回報告したときからの変更点に絞って内容の説明をさせていただきます。

まず、15ページをご覧ください。表の右から2列目に「基本目標との関連」という項目を設けました。17ページ以降の各事業の表にも追加しているものですが、こちらは各事業が景観計画の3つの基本目標とどのように関連するのかわかる項目となっています。各事業について複数の基本目標と関連するところもありますが、一番つながりが強いものを記しています。ハイフンとしているものは3つの基本目標との強い関連がないものとなっています。また、右から3列目の評価の欄ですが、Bをプラスとマイナスに分けて評価印象を調整しました。B-として未着手という評価を新しく作り、前回未達成のC評価としていたもののうち6件を未着手と評価しました。これは前回審議会の中でC評価とするのは違う印象だというご意見をいただきまして、また資料4-2の1枚目のところに記載もしていますが、委員のみなさまから書面でいただいたご意見でも同じようなご意見がありましたので、評価方法を改めたものです。16ページの例の部分で説明書きしていますが、未着手と評価したものについては関連事業の影響により根本的に事業着手できなかったものというように整理しています。そのほか各事業の中身について表現を改めた部分がありますが、詳しい内容までは割愛させていただきます。

次に、59ページ60ページをご覧ください。前回の報告時にはなかった部分ですが、報告書の総括的なまとめの部分がありませんでしたので、新しく作成しました。内容はこのページまでに記載している内容のまとめと、令和5年度から始まる後期に向けての方針を記載しています。

最後に、63ページ以降の部分で答申案として委員の皆様から頂いたご意見を掲載しています。最終的には案が取れた正式な答申としていただき、これまで市による自己評価の報告書としていた部分に対して、外部からの評価もいただいているという形でまとめたいと思います。こちらの部分については2点補足がありまして、1つは特別景観まちづくり

地区の指定についての評価をB-としています。ご意見をいただいたときにはこの項目はありませんでしたが、いただいたご意見の内容にC評価とするのは違うと感じるというのが多かったのでB-とさせていただきます。もう1点、いただいたご意見の中で事業の実施に関する意見と今後の展開に関する意見は報告書に載せ、そのほか報告書の作り方の部分でも多くご意見をいただきましたが、こちらは報告書には載せずに資料4-2の中にまとめています。報告書に載せている部分については後期にご意見を参考に事業を進めてまいります。資料4-2の部分では、これまでに説明した内容で触れている部分もいくつかあるのですが、内容は記載のとおりで説明は割愛させていただきます。

諮問2号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水沼会長 ありがとうございます。前回の審議会で、この報告書をご提示いただきまして、それをもとに、各委員に評価についての意見を出すようにというプロセスがございました。そして、各委員が12月に期限を定めて、いただいたこの報告書の案について、意見を出しました。それがこちらの資料になると思います。

それを事務局の方で、いろいろご検討いただきまして、評価の仕方であるとか、それからこの報告書の内容についても、大変丁寧に対応して、今日の資料である報告書の案というのでできているというようなプロセスがございます。

この評価というのが、特にこの数年新型コロナがございましたし、市の方でも事業の進捗との兼ね合いということもあって、なかなか評価が難しいというところもあって、それもあり、先ほどの評価軸の追加というんでしょうかね、ABCという3段階ではなくて、伸びの中に少し未着手なものを含めるであるとか、いろいろな検討を加えてくださった結果が、今のご説明にあったこの報告書に反映しているというところでございます。

今日からの委員には難しい案件かというふうに思うのですけれども、こういった評価をしながら進めていくというのが今、よくどこでもあるやり方になっていて、これは今までのことを評価することが一つの目的であるというよりは、次にどうするのかということの、一つのステップにするべきものという位置付けが正しいのかなというふうには私としては思う次第です。

ということで、簡潔なご説明をいただいたところで、何かご意見ご質問といっても、なかなか出にくいところだと思うんですが、特に継続をされている高橋委員の方から何かありましたらまずお聞きいただければと思います。

○高橋委員 はい。わかりました。

まずそうですね。この件は特にいろいろ意見を言わせていただいたところでして、資料4-2の表でも結構自分の意見がたくさんあり、ご迷惑をおかけしました。ご対応ありがとうございます。

踏み込んで読む方には、こういうこともやっていくんだ、こういう状況なんだというこ

とが、より深く理解ができる内容になったと思っております。

一方で欲をいうと、まだ硬いなっていうような印象を受けまして、やはり隣に置いてあるこの景観計画と比べると、開いた時の印象が、評価ということなので、どうしてもちょっと硬くなってしまふ。

景観まちづくりのこういった報告書は一つの広報活動であり、プロモーションの一部であると思っております。例えば評価の53ページから56ページの写真なども、オンとオフを印象付ける出し方をするとより伝わりやすくなる等、まだいろいろ工夫としてできること、微調整のレベルでできることはあるかなと思っております。

ただ、この中間報告書はあくまで、これから仕掛けることへのバックデータであるという位置付けですので、今後の広報と、このバックデータの厚みをうまく使って、盛り上げる動きをしていければと思った次第です。以上になります。

○水沼会長 ありがとうございます。57ページ以降のこの現状の分析と、後期に向けてというのは、前回にはなかったものを新たに追加して作成していただいたということで、それによってこの報告書の位置づけがより明確にわかったような気がいたします。ご意見をいただいた委員の皆さん、本当に細かくいろいろ読んでいただいて、ご意見をいただいております。

いかがでしょうか。この報告書のちょっとした感想でも結構ですので、何かございましたら、皆さん、よろしく願いいたします。清水委員お願いいたします。

○清水委員 私も今回、初めて送られてきて資料を見ていて、今の説明でこういうことを今回やれたということを理解したところです。まずパッと見たときに、一部達成、未着手、未達成ということで、今回初めてランク付けができたところですが、未着手と未達成についてもう少しご説明いただけないかなというところがあります。

○水沼会長 ありがとうございます。これは、どこかにインデックスのようなものがありますか。どうでしょう。

○事務局 はい。事務局からご説明させていただきます。

まず、基本にあるところが、17ページ以降の各事業のページにあるのですが、各事業のページに活動目標という欄があります。

それが表の上から3行目あたりにあるんですけど、この活動目標に対して、達成できたか、できなかったかっていうところを評価しているんですけども、未達成となっているものについては達成していないものになります。

その中で、未着手となっているものについては、未着手も達成できなかったものにはなるんですけど、16ページの前期実績に対する評価のところを書いてあるんですけど、関連事業の影響により、着手すること自体ができなかったものというのをB-としておりまして、この5年間の間に他事業の進展に合わせて、うちの事業も進めていくっていうもの

があったんですけれども、その前段として、他事業の進みがなかったので、着手することができなかったものについて未着手というふうにしています。

○水沼会長 はい。いかがでしょうかね。

例の16のところ、一つ一つ、Aはこう、B+はこう、B-はこうみたいに、一つ一つから吹き出し、ちょっとくどいかもしれないですけども、その方が、わかりやすいかもしれないですね。一つのAのところにまとめて書いてありますけれども、それぞれの説明をされると、今のようなご意見も最もだと思いますので、いかがでしょうかね。

○清水委員 そうですね。そういった説明があると、理解が進むのかなと思います。

未着手のものに関しては、他の事業が動かないと手が付けられないというような理解でよろしいのでしょうか。

○水沼会長 事務局いかがでしょうか。

○石下主幹 お答えします。ご指摘の通りでございます。前提として他事業の進捗がないと、そもそも我々が先だつてことが動かせないというような内容のものになっております。もともと他事業がこういうスケジュールで動くという情報としていただいたものをもとに、計画にスケジュールを落とし込んで、進捗管理してきたんですけど、新型コロナ等の影響で、その根本の事業の方の進捗が滞っておりまして、その進捗に先んじて我々の方が動くことができないような内容のものが、B-というような形のの違いで、そうでないものは逆にCというような形の仕分けに今回させていただいています。以上でございます。

○水沼会長 清水委員、お願いいたします。

○清水委員 Bという評価になった場合、達成と未着手というような分けになっていて、しかし未着手であったものは、他が動かなかつたからであつて、動けなかつたわけではないんですよ。同じBにいるということが、少し混乱するとか、B-が評価としてBといっしょくたになっているとか、そういう印象を受けるところが、この評価の仕方としていいのだろうかと感じています。

○水沼会長 高橋委員、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 関連する質問で、ABCという評価は、茅ヶ崎市の全庁統一で、全ての評価はABCでやるというものなのか、それともここは裁量があつて、例えばABCZなど、独自の基準が設けられるのでしょうか。そのB-というように並べるのはちょっと違和感があるのであれば、それはランキング外にするなどの裁量があるのか、どうなのでしょうか。

○水沼会長 事務局お願いします。

○石下主幹 お答えします。これは全庁統一というような形はなくて、今回我々どもの方で設定させていただいて、当初単なる3段階の部分で、ご意見賜つた中で、我々の方でこういった形が望ましいのではないかという形で、あくまで我々任意で設定させていただ



たというところでは。

いただいたご意見の中で、もともとCであったものが、Cで何もできてないというのは表現として、ニュアンスが違うのではないかとありました。

もともと我々としては、進んでいないのだからCではないかというところで書かせていただいたところを、ご意見賜りまして、表現的にはあくまでCによるよりも、どちらかというところではないんだというところの部分に重きを置いた方が良いという意見や、Cにアスタリスクをつけたらどうかというようなご意見もいただいたところだったのですけれど、いただいたご意見の中の総合評価をさせていただいて、C寄りでなくて、あくまでBに近い、やる気は満々なんだけど、他事業にどうしても引っ張られて、もう後期は絶対やりますという意気込みを込めた形で、我々の方でこんな形がどうだろうというところで、まとめさせていただいたものを今回ご提示しているというところが、正直なところでございます。実情としてはそういったところでございます。

○水沼会長 ありがとうございます。これに例えば、未着手の未と書くだけの評価とするというのも一つなのかなというふうには思います。

書き方としては、ABCはそのままで、未着手だったのを未としてしまうのも一つかと思うのですが、このあたりはもしもよろしければ事務局の方にも一任して、事務局の方でこの報告書のあり方として、市民にもわかりやすい形になるように、もう一度事務局の方で議論していただくということでもよろしいでしょうかね。ここでどうすると良いというのが、結論は出ないと思うので、今出た意見を元に少し揉んでいただいて、それはB-のこの形でも、私はどこかにインデックスがちゃんとあって明確に違いがわかれば良いと思います。いかがでしょうか、おまかせするような形でよろしいでしょうかね。

なかなか言葉で説明を伺ったときも、わかりにくいんじゃないかというようなことも、私はもうCはCと、大学なんかだとそうなので、そんなことも申し上げたんですが、委員の皆さんからそれは外向けにはあまりよくないというようなご意見もあったので、ランクが増えたというので、揉んでいただいて、ご検討いただいてこれが一番だということであれば私はそれでよろしいかと思えます。

他にいかがでしょうか。菊地委員何かあれば。

○菊地委員 私も初めてで、この計画書と報告書というのを、市民としてどう見たかということをお伝えできればと思うんですけども、さっき高橋委員がおっしゃってくださったように、正直この報告書を市民のどれだけの人が目にするのかなというところと、ホームページに公開されているんですね。

私の勉強不足かもしれないんですが、景観計画自体も正直目にしたことがなくて、今回の報告書も、私が住んでいる茅ヶ崎市だけでも、こんなことがこんなふうに行われていたんだということがたくさんあって、今回委員の表を見たときに市民委員が1人というこ

とにも驚きまして、1人ではなくて、もっと市民の意見をこの場ではなくても、広く地域の公民館でやるとか、こういうものをもっと出して、地域の人でこういうものに意見を出す、例えば私がそういう場にいて意見をもち帰ってくるとか、そんなふうに、どの市民の人も、税金がどう使われたのかということを知りたいと思うので、この報告書というのが、実はどちらかというとなんじやないかと思っていて、景観計画は、多分市民向けにわかりやすく写真などを入れていただいていると思うんですけども、逆に税金をこんなふうにまちづくりに使いましたよっていうことを、もっとわかりやすくPRした方が、いい形で市民の意見が吸い上げられるし、行政の皆さんと市民と一緒に何かをやるっていう方向に進んでいくんじゃないかと思いました。

先ほどBかCかっていう話があったと思うんですけども、CだったらCで私はいいとか、そこができてないんだったら、そこは厳しい意見が起きるかもしれないんですけども、そこをまたどういうふうにしていくかという、厳しい意見も市民は言うかもしれないですけども、それは自分の市を良くしたいという思いなので、そこは一緒に考えていくというふうに考えて、Cだと見栄えが悪いからBっていうのは考え方としてはなんですか。そんなふうに感じて線を引いていたんですけど。

残念な印象だからBにしたのかなと思って、でも今経緯を聞いたら、色々な課との兼ね合いがあるとのことだったので、なるほどと思ったんですけど。

たとえばこれを報告書としてホームページに上げていて、市民がその説明を聞かずに見たら、どういうことなんだろうと少し思うかなと考えたところを突いていただいたので、なるほどと思いました。

もっと私だけではない、私はここで知ることができたから、そうかと思ったんですけど、色々なことをわかりやすく、色々な人が知れたらいいなと思って、次回に向けてもっと読んでみます。ありがとうございました。

○水沼会長 ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○石下主幹 貴重なご意見をありがとうございました。

周知啓発については、日頃から悩みが尽きないところでございまして、一番市民の皆様目に触れられるのが、市が発行してる広報紙で、これが紙面に限りがある中で、今年度交渉して、来年度に特集ページを数ページ確保させていただくことも話がまとまってきております。そういった中に、最近二次元バーコードのような、読み取るとホームページの方に飛べるようなものも付け入ることもできたりもするため、先ほどご審議いただいた景観資源などについて、茅ヶ崎市の景観的に指定したものを皆さんにPRするためのツールに使うという観点でも、先ほどの景観資源を指定させていただいて、維持保全させていただいて、そのことを啓発につなげる、またつなげた先に、今回の報告書が、説明書きがついていたうえで、興味を持たれた方が見ていただくという形につなげていただくことが叶

えば、願ったり叶ったりというところで、SNSのあり方とか、今後も我々が今思いつかない新しい新機軸の周知啓発のあり方というのを、日進月歩でいろいろ出てくるということもあろうかと思しますので、自問自答を繰り返しながら、少しでも周知啓発ができるような形につなげていければなど、改めて今ご指摘いただいて思った次第でございますので、今後も、どこまで、皆様の思いに添えられるかというところがありますが、努力していきたいなと思った次第でございます。以上でございます。

○水沼会長 ありがとうございます。他に何かご意見ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、ここでこの諮問案件についてお諮りしたいと思います。諮問2号茅ヶ崎市景観計画前期報告書について、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

[ 異議なし ]

○水沼会長 ありがとうございます。それでは、先ほどの評価軸のことも含めて、答申書の内容につきましては、事務局と協議して作成することをご一任いただきたいと思います。

それでは、最後ですね、その他のところ事務局から何かございますでしょうか。

○石下主幹 それでは、事務局より1点お伝えさせていただきたい事項がございます、ご紹介させていただきたいと思えます。次回審議会についてでございますが、現在開催時期や案件の内容は未定となっております、開催するときには改めて日程調整などさせていただきたいと思えます。次年度に予想される諮問案件でございますが、市の建築行為となります道の駅整備・管理運営事業や、保健所庁舎の建設整備事業、地域集会施設の整備事業、そういったものなどが予想されておまして、その他に民間のURさんが進められております浜見平地区内における開発行為なども予定の中に入ってくるかと思えます。諮問案件にあがりました際には何卒よろしくお願ひしたいと存じます。

事務局からは以上です。

○水沼会長 ありがとうございます。次回以降も重たい案件が待っているというふうを受け止めております。

以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。委員の皆様、ありがとうございました。これをもちまして令和4年度第3回茅ヶ崎市景観まちづくり審議会を終了いたします。ありがとうございました。